

〈學術論文〉

稲毛新莊洪口郷と橘樹郡衙

菱 沼 一 憲

はじめに

稲毛新莊は本莊とともに武蔵国橘樹郡内に所在した撰閥家領莊園であり、十二世紀半ば以前の成立となる。現在の川崎市高津区・中原区、多摩川右岸の氾濫平野の多くを占める数百町規模の大規模莊園である。本莊は承久の乱後に関東御領となり、新莊は撰閥家九条家は承久の乱後に関東御領となるなど実質的に幕

府の支配下に置かれる。

本稿でとりあげる永徳四年（一三八四）の稲毛新莊洪口郷の分錢注文は、稲毛荘の内部構造がうかがわれる希有な史料であり、鎌倉府の重臣新田岩松直国へ同郷が給付された際に作成された。岩松はこの注文をもつて支配に臨もうとしたが、旧領主であるう江戸氏は、一族を率いて城郭を構え岩松への引き渡しに抵抗

する。岩松・江戸氏ともに強い姿勢で渋口郷支配の確保を試みており、それだけ重要な場所であったということだろう。

この渋口郷について、橘樹郡衙が設けられた七世紀ほどの時期からを視野に入れた検討をしてみたい。ことに多摩川右岸平野の灌漑に意識をむける。ややもすると二ヶ領用水は近世、徳川家康の関東入部後、小泉次大夫によって初めて開削されたように思われがちだが、古代条里・中世稲毛荘の再生産活動にも同用水相当の灌漑設備は不可欠であり、相応の灌漑設備は存在したものと想定される。鎌倉中期に幕府が將軍個人の営作として多摩野開発が行われているのは、その重要性を表しているようし、さらに家康が小杉御殿とセツトで二ヶ領用水の開削を命じているのも、単に穀物増産の目的のみならず、大河を制する権力の威信を顕示するためでもあろう。

橘樹郡衙の膝下で条里近辺という古代以来の歴史的前提をみすえつつ、南北朝期の同郷分錢注文を素材とし、そこにかかわってくる国司・荘園領主などの公権力や、在庁官人の日奉党・高家秩父一族など地域勢力

の動向を検討してみたい。

1、橘樹郡衙の考古学的成果

渋口郷の北側台地上には、橘樹評家・郡衙に比定されている橘樹官衙遺跡群が所在する¹⁾。現在のところ、郡庁に相当する遺跡は出土していないが、八世紀前半以降の全盛期（Ⅱ期）には、建物群の造営方向がすべて真北の方位で統一され、溝で区画された南北約150m、東西約200mほどの範囲に総柱建物一四棟などが計画的に配置された遺構は、典型的な郡衙正倉院の形態とされる。

この橘樹官衙遺跡群の南側を古代の駅路・伝路である中原街道が東西に通じ、南側が渋口郷となる。同郷の台地部分の子母口植之台遺跡からは、橘樹郡衙の正倉に匹敵する規模の八世紀後半の総柱建物が検出されており、郡衙正倉院別院といった想定もなされている。

また郡家正倉院の西300m程には影向寺遺跡が所在する。発掘調査は一部に留まっているが、七世紀後葉に造営された古代寺院で、総瓦葺の一塔一金堂形式の伽藍配置が想定されている²⁾。南武蔵地域では七世紀後半

から八世紀前半までは、影向寺以外の古代寺院は未確認で、同遺跡からは七世紀後葉〜八世紀初頭の「无射志（武蔵）国荏原評」とヘラ書された瓦、及び都筑郡を指すであろう「都」とヘラ書のある八世紀中葉の瓦が出土しており、周辺諸郡が協力して造営にあたっている様子が知られる。これらの点から、影向寺遺跡の古代寺院は、武蔵国分寺建立以前における南武蔵地域一帯の中核的な寺院であったと想定されている³⁾。

さらに洪口郷の台地部東端には郡名を冠する橋樹神社が鎮座する。後述する永徳四年の洪口郷地検目録には、「二段 立花宮 神田」とあり、室町期には郡名橋樹の名を冠した神社が洪口郷に存在しており、『延喜式』にみえる橋樹郡内の「橋樹^{多知波奈}」郷が洪口郷を含む地域であったことが理解される。

『延喜式』の武蔵国の馭馬に小高がみえ、その比定地は、橋樹郡衙と併設、川崎市高津区の「小高谷戸」、同中原区「小田中」といった説があるが、いずれにせよ近世矢倉沢往還・中原街道ルートの古代官道が合流する橋樹郡衙付近となる⁴⁾。

『日本書紀』安閑天皇元年（五三四）閏十二月是月

一条によると、武蔵国造笠原直使主が大和政権へ「橋花」ほか四ヶ所の屯倉を献上している。武蔵野台地の多摩川側の台地縁辺部には数多く古墳・横穴墓が造られており、日吉・加瀬台古墳群中の白山古墳・観音松古墳は四世紀中葉から後半にかけての大規模な前方後円墳として知られる⁵⁾。白山古墳からは京都府椿井大塚山古墳などと同範の三角縁神獸鏡が出土するなど、前方後円墳という形状とともに大和王権とつながりをもった豪族の存在が想定されている。この地域では七世紀まで連綿と古墳の造営が続けられ、終末期にあたる七世紀前半の馬絹古墳を、影向寺の造立主体である郡領氏族の刑部直氏の奥津城とする見解もあり、古墳時代から郡衙・古代寺院の建立に関わった一連の流れを読むことができる⁶⁾。

2、橋樹郡衙・糸里と根方用水

橋樹郡衙は十世紀を前にして機能を停止しており、支配機能を中世に直接継承しているわけではない。しかし古代官道を継承したとされる中原街道は、中世を通じて機能するのはもちろん、現在でも主要街道とし

て利用されている。橘樹郡衙は、多摩川・鶴見川とア
クセスの容易な場所にあり、陸路・水路の交差する交
通の要衝という重要性は失われることはなかった。

さらに農業生産の拠点という点にも着目してみた
い。橘樹郡衙には大規模な正倉院が設けられ、膝下の
多摩川右岸氾濫平野部に大規模に展開する条里田で生
産された穀物が備蓄されていたであろう。

拙稿「武蔵国稲毛荘・丸子荘の治水と灌漑」(以下、
拙稿A)では両荘における灌漑システムについて検討
した。両荘地域の水田稲作には、近世二ヶ領用水に相
当する灌漑用水が不可欠である。二ヶ領用水の二ヶ領
とは近世稲毛領・川崎領を指し、多摩川より中野島と
宿河原の二ヶ所から取水し、溝の口で川崎・川辺・根
方・久地溝の口用水の四つに分水され、多摩川・鶴見川・
東京湾へ排水されるまで、多摩川中下流右岸地域(川
崎市高津区・中原区・幸区・川崎市)を灌漑する大規
模な用水である。江戸初期、幕府代官小泉次大夫が小
杉村(川崎市中原区)にあって、多摩川左右両岸での
灌漑用水開削工事を、慶長二年(一五九七)より十年
以上の歳月をかけた。さらなる工事により整備は

進められたと思われるが、完成した二ヶ領用水は、川
崎市域の多摩川右岸平野部のほぼ全体をカバーするこ
となる。

また拙稿「稲毛本荘の治水・灌漑・交通―荘鎮守春
日社所在の宮内を中心に―」(以下、拙稿B)では、
本荘の鎮守春日社が現在の中原区宮内に鎮座する理由
を治水・灌漑・交通の面から検討し、ことに治水につ
いては本荘小田中郷・井田郷を多摩川の攻撃から守る
要であり、水除けの願いをこめて多摩川に接する自然
堤防上に勧請されたものと想定した。

『新編武蔵風土記稿』子母口村項では「根方十三ヶ
村組合用水」とあるように洪口郷域は根方用水により
灌漑されており、同用水は久地分水樋で分水された
後、溝の口の西南で交差する広瀬川を樋で越え、同川
に沿って南下しつつ久本・末長・新作・千年といった
条里地域を灌漑し、最末流の洪口郷にいたって鶴見川
支流の矢上川へ落ちる。洪口郷は郡名を冠する橘樹神
社の所在地でもあり、その台地部からは正倉院別院に
比定される遺構も確認されている。つまり根方用水は
橘樹郡衙膝下まで用水を導くための施設といえる。郡

衙が所在する舌状台地の東側の麓には根方の地名があり、この「根方」を指した用水という意味で根方用水と呼ばれているのであろう。

拙稿Aで示したように、中世の多摩川は久地の上流部においては、現在より多摩丘陵に寄って流れており、登戸・宿河原は多摩川の左岸であった。溝の口から南下する二ヶ領用水のうち最も大規模な川崎用水は、多摩川右岸氾濫平野の中央部を貫通する旧河道を利用している。

この旧河道の状況からすると、かつては多摩丘陵から平野に出た広瀬川が、溝の口の南部で多摩川に合流していたと想定される。氾濫平野中央を多摩川本流が貫流する状況においては、中世の坂戸・小田中・井田郷といった稲毛荘域はその流路となり、同荘は存在しやうがない。多摩川が武蔵野台地に沿った北側に偏った流路に固定されたことで稲毛荘は存在し得たのである、それは久地・溝の口の境にある現在かすみ堤と称される堤防に拠るところが大きい。

かすみ堤により多摩川を左岸に寄せ、久地の取水堰から用水を引き入れ、とり残された多摩川旧河道が灌

漑用水路として利用される。しかしこの灌漑システムは多摩川の攻撃を受けやすく、拙稿Aで示したように川除堤防は年々の補修を要し、拙稿Bでは、河道が直線化され堤防が整備された近代においても、坂戸での破堤により小田中・井田が冠水し、洪水が矢上川を経て鶴見川へ流入した明治の事例を紹介した。

また戦国後期では多摩川は登戸・宿河原の南を流れており、現在の中野島・宿河原の取水口は存在し得ず、久地の北西の堰付近で多摩川から取水していたものと想定されるが、多摩川からの取水は、流路の移動や洲の堆積、洪水による堰・用水設備の破壊によって容易に使用不能に陥る。恐らくそうした取水障害は頻繁に発生し、その都度、補修されているのであろう。例えば鎌倉幕府による仁治二年（一二四一）末の多摩野荒野開発は、「堀_二通多磨河、堰_二上其流於武蔵野_一可_レ開_二水田_一」という事業で、二ヶ月という短期の造作からすると、堤防の構築・水路の掘削などの大規模工事を伴わない堰の修築と、そこから既存の水路への導入といった部分的な作業であったのではなからうか。

根方用水が落ちる矢上川は、悪水の排水路として重

要な機能を果たしていた。明津村はもと子母口(洪口)村内とされ、また前述の根方用水が矢上川への排水口の一つが同村にあり、矢上川が「当村に入り、井田境にて悪水」と合流するとある(『新編武蔵風土記稿』橘樹郡明津村項)。この矢上川の排水機能が国衙付近の多摩川氾濫平野の再生産活動に重要な意味を持つ。

天明六年(一七八六)十一月矢上川竹木伐払につき済口証文(『川崎市史資料編二』幸区深瀬哲雄家所蔵)によると、矢上川沿いの一ヶ村で悪水路組合が組織され、両岸の竹木の伐払と付洲の浚渫による矢上川の洪水対策が施されている。この作業が矢上村と南加瀬村との堤防かさ上げ相論によりボイコットされ川幅が狭まった¹⁰⁾。このため大雨の際には満水となり、川沿いの百姓家には水が押し入り、「拾壹ヶ村川附田畑式百町歩余、年々水腐」となったという。この際には関東郡代広民の許で裁許があり、矢上川上流の野川村から、南加瀬の鶴見川落口までの区間の竹木伐払を夏土用中に実施するよう和談が成立し、享和元年(一八〇一)には公儀によるその実施確認が取り決められる。

近世では竹木伐採や浚渫による洪水対策が恒常的に

なされないと、矢上川が氾濫し再生産活動は大きく阻害される。この状況は古代・中世でも同様であろう。前述のように同郷は根方用水の末流に位置し、矢上川が氾濫すれば根方用水の逆流が発生して、用水の灌漑を受けている水田が真っ先に水損を被ることになる。古代以来、継続的に郡・国・荘園領主・在地領主らによる灌漑設備の維持・管理がなされていたものと想定される。

3、洪口郷分銭注文の分析

洪口郷を含む橘樹郡衙周辺の耕地は、近世根方用水に相当するような堤防・堰・用水路・排水路などの管理によって再生産が可能であった。その状況を史料上で垣間見られるのが、岩松直国へ提出された同郷分銭注文である。この注文は、岩松直国の同郷支配のために作成されたものと考えられるが、その支配は江戸希全・同道貞・同道儀らの抵抗によって妨げられていた。至徳元年(永徳四年)七月二十三日大石聖顕請文(『川崎市史資料編一』正木文書)によると、聖顕が直国代官国経からの下地の打渡要請により沙汰付しようとし

たところ、江戸希全らが多勢を率いて城郭を構え合戦に及ぼうとしたため打ち渡せなかつたという。

『太平記』（卷三三）によると、延文三年（一三五八）十月、新田義興暗殺を企てた江戸遠江守（高良）・下野守（冬長）は、所領であつた「稲毛の庄十二郷」が闕所とされたため鎌倉公方に謀反すると偽り、義興を誘い出して多摩川矢口の渡りで謀殺したという。^⑬ 稲毛庄十二郷を江戸氏が得ていたか否か、真偽の程は定かでないが、岩松への洪口郷の打渡に対し城郭を構え合戦も辞さないなど、頑強に抵抗している様子からすれば、それ以前に稲毛庄全体を所領化していたということも本当なのかもしれない。

江戸氏の支配を排除し当知行化しようとしたのが本注文であり、南北朝期へと時代が下るが、これによると郷内に一定の堰免が配分されていることから、灌漑設備の共同管理体制がとられていたことが知られる。

洪口郷分銭注文（『川崎市史資料編二』正文書）

〔編纂書〕「洪口目六　ひこ四郎上」

（二三八四）
永徳四年二月廿六日

洪口郷目録

① 一町　大戸宮　神田

② 二段　立花宮　神田

③ 領家方　能登房作

一字　田壺町四反

田壺町　散在

合式町四反　此内四段小（一）免（二）御公事免（二）のそく

そく

④ 以上　八貫貳百三十七文分銭

領家方　きやうみち作

一字　田壺町一段　此内二反四十分せきめん御「公事免（二）のそく」

事免（二）のそく

以上分銭參貫五百五十七文

⑤ 仁木方　浄法作

一字　田式町八反　此内四反大せきめん御公事免（二）のそく

のそく

以上分銭九貫六百八十文

⑥ た、え方　さ近五郎作

一字　田壺町五段　此内貳反半せきめん御公事免（二）のそく

のそく

以上分銭五貫文

- ⑦ 立河方 七郎分
一字 田式町 此内六反田成畠二段小せきめん御
公事免のそく
- ⑧ 立河方 かくねん分
一字 田式町三段 此内一反のそく
い上分銭五貫百五十文
- ⑨ 一散在
立河方 阿久津殿分
田巻町五反 此内一反半のそく
い上分銭五貫四百文
- ⑩ 一横山殿分
田六反 此内二百四十文せきめん一反田成畠
い上分銭壹貫九百文
惣都合參拾九貫六百十三文
末尾の惣都合39貫613文（計算上では39貫601文）と分
銭の合計を算出しているように分銭賦課・徴収を目的
とする注文であろう。本注文を〔渋口郷分銭注文表〕
に整理した。

〔渋口郷分銭注文表〕

	作人	在家	散在	田成畠	都合	免田	定公事	反別免田	分銭
①	神田 大戸宮				10				0(文)
②	神田 立花宮				2				0
③	領家方	能登房作	14(段)	10	24	4.33	19.67	0.179	8237
④	領家方	きやうみち	11		11	2.1	8.9	0.19	3557
⑤	仁木方	浄法作	28		28	4.66	23.34	0.166	9680
⑥	たたえ方	左近五郎作	15		15	2.5	12.5	0.166	5000
⑦	立河方	七郎分	20		20	3.33	16.67	0.167	5150
⑧	立河方	かくねん分	3		3	1	2	0.333	677
⑨	散在立河方 阿久津殿分			15	15	1.5	13.5	0.1	5400
⑩	横山殿分			6	6	0.6	6.4	0.1	1900
	合計				134(段)				39601

反別分米は分銭÷定公事、文以下四捨五入
歩の大小等は小数点以下3桁を四捨五入して反に変換

①②神田の分
銭は免除、③
⑩が課税地で、
「せきめん御公
事免二のぞく」
とあるように、
課税地である公
田には公事免田
が設定され、そ
れを除いたいわ
ゆる定公事田に
分銭が賦課され
る。シンプルな
ところでは、④
領家方きやうみ
ちの定公事田約
8.9段、これは田
1町1反から堰
免2段40歩を除
いた数値で、こ

の8.9段に分銭3貫557文が賦課されており、3557文を8.9段で割ると、段別339.66文、すなわちほぼ400文となる。⑥た、え方は定公事田1町5段へ分銭5貫文で同じく反別400文となる。⑨散在も反別400文であり、在家に付属しない散在であっても段別賦課の割合は変わらない。ただし田成畠は段別140〜150文とかなり低額のようにだ。

⑦立河方では

一宇 2町 この内6段田成畠 3段小堰免公事免 分
銭5貫150文

とあり、3段小(120歩)が公事免田で、全体2町から免田を除いた定公事田は1町6段240歩、ここから6段田成畠を引くと残り1町240歩で、これに段別400文の賦課だと4貫240文となる。⑦の分銭は都合5貫150文なので、ここから定公事田の分銭4貫240文を引いた残り910文が田成畠分の分銭となる。田成畠6段に910文が賦課されているので段別150文程となる。

同じく田成畠を含む⑩横山分では、

田6段 この内240文せきめん 1段田成畠 以上分銭1
貫900文

であるが、まず「文」について『川崎市史資料編一』では衍字とし「歩」と注記するが、段別400文の賦課で考えた場合、240文は0.6段(216歩)に相当する。後述するように6段の公事免を銭で表したと考えられるので、原文のまま「文」が適当である。田6段のうち田成畠1段と公事免田0.6段を引いた定公事田は4段144歩で、これに段別400文を賦課すると1貫760文となる。分銭は都合1貫900文なので、田成畠相当は140文、すなわち段別140文となる。つまり⑦で段別150文、⑩で段別140文と低額であり、おそらくは畠地を稲作に転用したことににより、あるいは課税額が畠のままなので低額なのだろう。⑩の「文」「歩」については、通常田の5段に段別400文の賦課でa 2000文となり、田成畠の1段に段別140文であればb 140文、abを足した2140文から堰免240文を引くと1900文となるので、「文」のままが良い。

⑨散在の1町5段の免田は1段半と10%に設定されており、これは⑩でも6段に堰免240文・0.6段(216歩)なので10%と同率である。つまり⑩横山殿分は在家に付属しない散在田と考えられる。

この分錢を免除される公事免田の割合は、⑧立河方の0.3段を除くと、およそ1段につき0.2〜0.1段程である。1段別の免田は領家方が③0.179、④0.19段、⑤⑦⑧の仁木・たたえ・立河ら給人分は0.166・0.167段である。恐らく領家方の公田には1町につき2段、給人方には1段大程の免田が割当られているのであろう。少なくとも領家方の公事免田の割合が大きいことには注意が必要である。公事免田の多くには「せきめん（堰免）」と記されているので、その中心は堰免、すなわち用水維持・管理費となろう。

そもそも領家は公事を徴収する立場で、領家が公事を負担するというは本末転倒であるが、下地の一円化が進められた結果、領家も公事役を負担しているのか、その経緯は定かでないが、ともかく領家方の堰免の割合が多いということは、用水の維持管理により大きな責任を負っていたということになる。責任の大きさは、それに比例した権益の存在を意味する。つまり領家の方が給人方より用水支配権が大きいと理解され、その領家の前身は国司・郡司であり、立荘にあたり国司・郡司の権益と義務を、領家が引き継いだという歴史的

経緯を語っているのではなからうか。

4、洪口郷の「立河方」

橘樹評家・郡衙は、八世紀前葉を全盛期とし、七世紀中葉から九世紀中葉に機能したとされ、条里を灌溉し郡衙膝下まで導く根方用水は郡が管理していたと想定される。もちろん九世紀中葉に郡衙機能は失われるので、恐らくその機能は国衙、そして稲毛荘の領主へと継承されていったのだろう。立荘の経緯は不明だが、それは平治元年（一一五九）以前で、立荘により荘務権が国衙から撰閥家へ移行し、建長二年には新荘が地頭請とされているので、地頭へ荘務権が移行している。東国荘園でもあり、撰閥家といえども在地支配は困難を伴ったと思われる。長寛二年（一一六四）七月十八日大江某注進状¹⁷によれば、作成者の大江某は粂¹⁴⁹石余もの私得分を得ている有力者であるが、それら私得分を沙汰していたのは末成・為次であり、彼等は荘官かとされており（『川崎市史資料編一』、稲毛荘の現地支配は在地勢力によって担なわれていたと考えて良いだろう。末成・為次について山野龍太郎は、日奉党系

の稲毛氏ではないかとする。¹⁸⁾

稲毛荘の領主として稲毛重成が有名であるが、重成が稲毛を称するのは建久三年（一一九二）以降で、「小川系図」に示したように、日奉党一庁官系の重行子息「稲毛五郎」某は、平安末から幕府草創期に活躍した平山季重らと同世代であり、同荘への入部は日奉党が先行すると考えられる。従来より日奉党系稲毛氏の存在についての指摘はあったが、近年、今野慶信らにより平安末期の立荘にかかわっていたのは、平姓秩父一族ではなく、武蔵七党日奉党の稲毛氏という理解が提示されている。¹⁹⁾ ただし今野は、稲毛へ進出しているのは、日奉党でも一庁官系の小川氏であり、二庁官系の立河氏ではないとし、この点、詳細に分析した山野は、宝治合戦で三浦氏に味方した「稲毛左衛門尉」「同十郎」はこの一庁官系稲毛氏であり、その後、「吾妻鏡」に「稲毛兵衛太郎」「稲毛左近将監」がみえ、これらは同じ日奉党でも二庁官流系の稲毛氏で、宝治合戦で北条方で戦功をあげ、その恩賞として稲毛荘を給与され稲毛を称するようになったと推定し、稲毛氏が一庁官系から二庁官系へ移行したとする。²⁰⁾

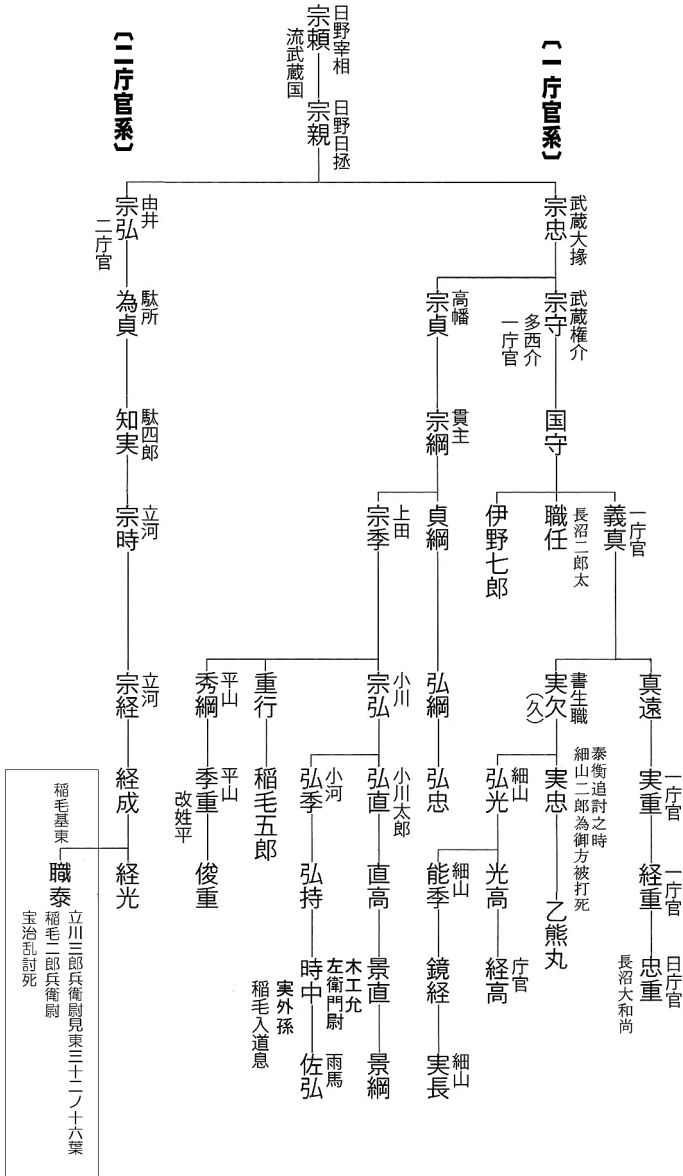
今野は『諸家系図纂』の西党系図の「職泰稲毛二郎兵衛尉」の記述を不確実なものとし、立河系の稲毛氏の存在に疑問を呈しているが、後述するように洪口郷中に「立河方」が大規模に存在していることから、日奉党二庁官系の立河氏が稲毛荘に進出していた可能性は否定し難く、山野の論じるように立河系稲毛氏の存在は認めても良いのではないかと考える。

山野は建長二年（一二五〇）十一月、九条道家処分状に地頭請とある稲毛新莊の地頭に立河氏を比定し、その子孫が相伝して御家人化したとする。²¹⁾ しかし新莊は数百町規模の大荘園で、鎌倉近郊の重要な場所でもあり、それを請所とする地頭が立河氏であったとは想定し難い。恐らくは北条氏、もしくはそれに準ずる安達・足利クラスが相応しい。立河氏は、元応元年（一三一九）に北条高時の被官の「立河九郎」がみえるなど、得宗被官としての活動が幕末まで確認でき、地頭北条氏の代官として一部給地を付与されて知行していた可能性が高いのではなからうか。

有力な得宗被官津軽工藤氏の所領を分析した今野慶信は、その所領群は散在的かつ零細的とし、他の得宗

〔小川系図〕

〔新八王子市史通史編二〕日奉党略系図に『中世武士立川氏関係史料集 立川文書』
所収小川系図より加筆 内『諸家系図纂』より補う



被官についても同様の傾向がみられるとする。²⁶⁾同じく北条氏被官の曾我氏も津輕平賀郡に岩楯郷八町・大平賀郷に二八町とやまとまって知行地をもつものの、名取郡四郎丸名に一町八段余、信濃国小井郷に田一町・在家一宇、近江国栗太郡正樂名に田三町・在家など散在・零細である。²⁷⁾それは被官らの所領が、得宗家領の中央集権的な支配システム下で給付・運用されていたからであろう。²⁸⁾こうした散在・零細な所領形態は、足利被官長氏でも同様で能登国土田荘・下野国足利荘・相模国愛甲・參河国富永保など散在的に一町・二段など零細な所領を有している。²⁹⁾

稲毛荘のうち本荘は、承久の乱後まもなく関東御領となるが、洪口郷を含む新荘についても幕府の責任で北条氏などによる所務請負がなされたと想定される。小国浩寿は洪口郷分銭注文にみえる立河・横山について、鎌倉前期まで領していたが、後期には北条氏領に組み込まれ、その後、室町幕府料所から鎌倉府料所へと変遷する過程で、恩賞として立河・横山にかつて所領としていた由緒により預け置かれたと想定する。「横山殿分」については妥当と思われるが、「立河方」に

については如何であろう。④「一散在 立河方 阿久津殿分」とあるので、「立河方」とは地域名で、その支配者が阿久津殿なのである。³⁰⁾⑤「仁木方」も足利尊氏側近の仁木頼章・義長の可能性が指摘されているが、彼等も既に死去しているので、「仁木方」とは仁木氏がかつて支配した地域という意味であろう。稲毛新莊木多見方は永享十一年（一四三九）を初見とし、延徳二年（一四九〇）には「武州橋花郡稲毛庄坂戸郷木田見方」とみえる。³¹⁾多摩川対岸の多東郡木田見郷の飛地とは考えがたく、恐らくは江戸氏の庶家の木田見氏が坂戸郷内に所領を得て、その支配地として木田見「方」と称されているのであろう。つまり「仁木方」「木田見方」のようにかつての占有者の名前が地域名として残存したのであれば、「立河方」もかつて立河氏が占有した地域となろう。

この立河方は、⑦⑧⑨で三町八段、全体の30%近くとなり領家方②③の三町五段よりも大きい。つまりかつて立河氏は洪口郷の三分の一にも及ぶ領主であったようだ。もちろん時期を特定することは難しいが、前述のように山野が明らかにし「小川系図」³²⁾に示したよ

うに、日奉氏の一庁官系には鎌倉幕府初頭頃の「稲毛五郎」がおり、また鎌倉中期以降には二庁官の立河系の稲毛氏がみえるので、日奉系稲毛氏の入部が平安・鎌倉期である可能性は指摘し得る。

5、日奉党一庁官系の長沼・細山氏

前掲小川系図で注目したいのは、一庁官系の動向で、実遠・実重らは『吾妻鏡』や建暦三年の武蔵国留守所下文などでその実在が確認されており、その近親に長沼・細山がみえ、長沼は多摩郡・稲城市の東長沼、細山は橘樹郡・川崎市麻生区に比定される。

長沼は多摩川沿いで、対岸の西側に国府が所在する。『新編武蔵風土記稿』は同村について、多摩郡の南の端で橘樹郡の小沢郷に属し、南は同郡細山村、西は大丸村につづく」と説明する。また式内社とされる青渭神社、行基の開基とされ平安末期の作とされる阿弥陀三尊像のある常楽寺が所在し、その西側報恩寺(廢寺)は「この境内を城山と号す、昔長太郎と云人居住の地なり」とし城跡の存在が知られる。細山はその南の多摩丘陵中であり、ともに小沢郷内となる(末尾「多摩

川右岸図」参照)。

小沢郷は『風土記稿』によれば現在の稲城市の押立を除いた地域と、川崎市麻生区の金程・細山、同市多摩区の昔という多摩・橘樹両郡にまたがる広域の郷とされる(『稲城市史通史編上』一九九一年)。元久二年(一二〇五)十一月には、畠山重忠事件で誅殺された稲毛重成の旧領小沢郷がその孫縁小路姫君に給付され(『吾妻鏡』同四日条)、また重成の子重政は小沢を称している。『風土記稿』で示された小沢郷の範圍が中世まで遡及するや否やは不明だが、その範圍に一在庁系の長沼・細山が含まれているのは、秩父一族稲毛・小山田氏と日奉氏との關係を示唆しているといえよう。

日奉党の宗守系は一庁官を歴任する嫡流であり、多摩・橘樹郡の境界地帯を拠点化したのに対し、宗守の弟宗定系は、宗貞の注記に「得恒・由木・平山・中野・河口」とあるように、多摩川・秋川の上流域に展開している。小川弘直は『吾妻鏡』養和元年(一一八一)四月二十日条に吉富・一宮・蓮光寺の支配を小山田重成、後の稲毛重成と争つて勝ち取った「平太弘貞」に比定されている(『多摩市史通史編一』一九九七年、

五九九頁)。この吉富郷地域は中世後期には関戸と呼ばれ、小山田方面から北上する鎌倉街道が多摩川を渡河する場所であり、数々の合戦の舞台ともなっている要衝であり、秩父氏・日奉氏が領有を争ったのもそこに理由がある(『同』五六〇頁)。

ただし高家秩父氏と武蔵七党の日奉氏との身分差は明確で、また秩父氏家督が在庁のトップの留守惣検校職を歴任したのに対して、日奉氏は一・二庁官として仕える立場にあり職務的にも上下関係にある。吉富等の領有をめぐる争いは、内乱期・幕府創世期という特別な状況もたらしたトラブルといえよう。むしろ前述のように稲毛重成・重政父子の支配する小沢郷内の長沼・細山を日奉氏が拠点とし、また日奉氏が先行して稲毛荘域へ進出し、それを追うかたちで重成が入部するように、秩父・日奉氏は連携して多摩川右岸域へ進出していったと考えるのが妥当であろう。

6、多摩川右岸平野の用水と日奉党・秩父一族

この秩父・日奉が連携して多摩川右岸へ展開する状況にあって注目したいのが、大丸用水・二ヶ領用水と

の関係である。大丸用水は稲城市大丸で多摩川から取水し、近世大丸村・長沼村・矢野口村・押立村・菅村・中野島村・上菅生村・五反田村・登戸村の九ヶ村を灌漑する⁽³²⁾。二ヶ領用水は、中野島・宿河原を多摩川からの取水口とし、多摩川右岸低地部の川崎・稲毛両領を灌漑する。近世においては別々の水利組合に管理されており、その一体性はあまり認識されていなかった。しかし斎藤司は武蔵国府中領の押立・常久村と長沼村・大丸村との境相論についての万治三年(一六六〇)十一月十四日幕府裁許状に「新玉川稲毛関」とあり、またこれに添えられた絵図には「稲毛せき」「稲毛せきほり」が書き込まれており、大丸・長沼に設けられた関・水路は稲毛領への灌漑を目的とした堰・用水であったとする。その後、元禄十三年(一七〇〇)にいたるまでの多摩川河道の変化や、新田開発の展開などにより、大丸用水と二ヶ領用水とに分離したとされる。

現況でも大丸用水の末流は、生田の榎戸で二ヶ領用水に落ちており⁽³⁴⁾、両用水は運用面では分離しているが流路上は一体といえる。この多摩郡南部から橘樹郡にかけての多摩川右岸の水利体系の一体性が、近世以前

ではいがかもちろん不明である。ことに戦国期には、流路が南寄りで、現在は右岸の宿河原・登戸も戦国期には左岸とされ、また溝の口付近でも流路は南寄りらしく(拙稿A)、この場合に大丸・長沼で取水した用水路が、稲毛荘域にまで達していたのか疑問ではある。こうした多摩川の乱流は歴史時代を通じて頻発していたことは、多摩川右岸平地に旧河道が網の目状に刻まれていることに明確で、南北に振れる河道の状況に応じた堰・水路などの灌漑設備が設けられてきたのであろう。

ことに地形図に↓で示した大丸と堰・溝の口の二ヶ所は、多摩川の流路に多摩丘陵が突き出た地形であり、前者は大丸用水の取水口で、後者は拙稿Aで中世の取水口と推定した場所となる。近世において大丸・二ヶ領用水の二系統に分割運用されているのは、この地形上の制約に拠るのであろう。しかし斎藤が説いたように、国府対岸から橋樹郡衙にかけての多摩川右岸氾濫平野での灌漑運用が、全く別々に行われていたとは考えがたい。それは現況が大丸用水の余水を二ヶ領用水が受けているように、状況に応じてではあっても連携

しつつ運用されていたと考えるのが適当だろう。

平安末期から中世初頭において、その一体的な運用に関与していた存在として、多摩川右岸低地部の長沼・小沢・稲毛・洪口、さらには丸子・河崎に拠点を設けている秩父一族・日奉党一庁官系を想定することは可能であろう。ことに洪口郷は橋樹郡衙膝下で二ヶ領用水の根方用水が矢上川に落ちる終着点で、かつ中原街道に接続する交通の要衝である。この要衝地には畠山重忠の弟重宗と、一庁官系稲毛氏が入部し、さらにその跡に二庁官系の立河氏が入部したといった想定がなされるのではないか。稲毛新莊洪口郷の分銭注文に記された「立河方」については、そのような理解で捉えたい。

まとめ

稲毛新莊洪口郷の北側台地には古代橋樹郡衙があり、その正倉院を満たしたであろう条里は北東側に展開する。多摩・橋樹郡にまたがる広大な多摩川右岸氾濫平野を灌漑する二ヶ領用水の一流根方用水は、その条里と洪口郷相当地域を灌漑し矢上川に落ちる。また

古代官道とされる中原街道が東西に貫通する交通の要衝であった。

秩父一族の家督畠山重忠の弟重宗は、同郷を領して洪口を名乗っており、重宗を排して入部した北条勢力が去った後、江戸氏が稲毛十二カ郷を領したとされ、岩松氏の同郷入部にあたっては頑強に抵抗するなど、同郷は江戸氏の重要な拠点であったと考えられる。一方、稲毛本荘の中心は、拙稿Bで言及したように鎮守春日社、府中街道と中原街道が交差する吉良氏の菩提寺泉澤寺周辺で、伝稲毛重成の屋敷跡もこの付近となる。古代官道にあたる中原街道沿いに本荘・新荘ともに、荘の中心が存在したと考えて良いだろう。

洪口郷分銭注文では在家・散在ともに堰免が設定されており、再生産における灌漑施設の重要性が明確だが、一町ごとの堰免がおよそ領家方が二段、給主が一段大と給主方より領家方が大きい。この違いは灌漑施設に対する責任の大きさに応じたものであり、その管理責任と利用権限は荘園領主に所在したことを示唆する。元々それら責任・権限は国司・国衙に帰属し、立荘に伴って荘園領主に継承されたのであろう。

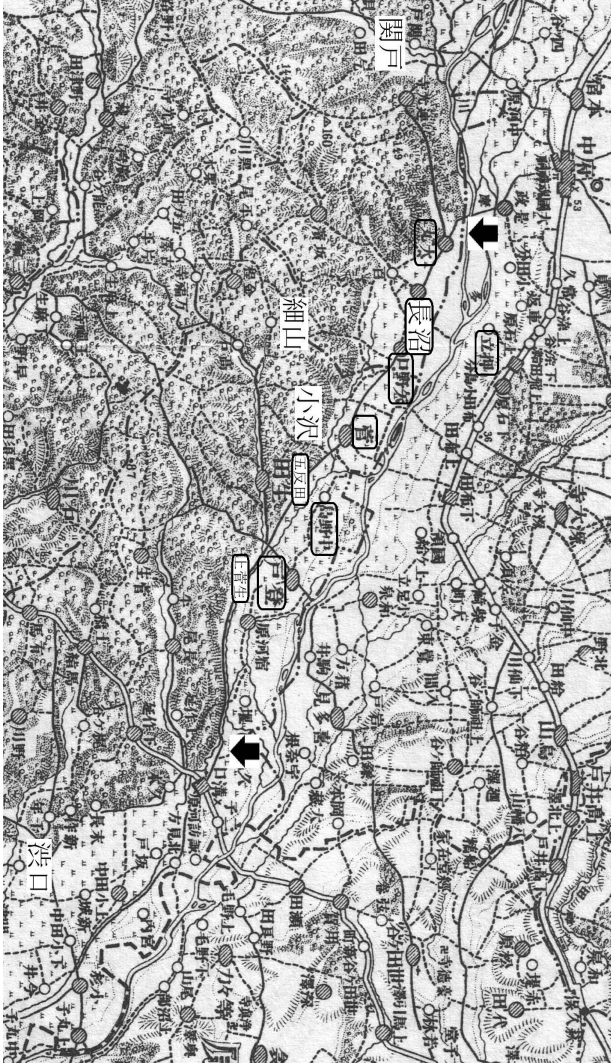
その一方、同注文の「立河方」が「領家方」よりも大きく郷全体の30%に及んでおられる。立河方は、立河氏が当知行している場所ではなく、かつて立河氏が占有し地区名化したものであり、それは平安末期に稲毛を称した日奉党一庁官系の稲毛氏が入部し、その跡を二庁官立河系の稲毛氏が獲得した経緯を示すものと想定した。地域区分の立河方がいつ設定されたのかは定かでないが、日奉党一在庁系の稲毛氏が平安末期から存在しており、稲毛新荘の立荘段階の可能性は高い。

日奉党一在庁系は稲毛荘の多摩川右岸上流部の小沢郷内長沼・細山を基盤としており、同地域には洪口郷に至る灌漑用水の取水口が設けられている。この堰・灌漑用水支配を前提とし、その流末にあたる洪口郷へ同系一族が進出し、稲毛を称したのではなからうか。その際には在庁官人という立場を利用し、国司・荘園領主など公権力と連携がなされているのだろう。

【注】

- (1) 河合英夫「橘樹官衙遺跡群の調査とその成果」『史叢』九五、二〇一六年)、栗田一生「武蔵国橘樹郡家と影向寺遺跡」(『古代東国の地方官衙と寺院』山川出版、二〇一七年)
- (2) 栗田前掲論文
- (3) 中林隆之「古代橘樹郡・影向寺遺跡とその史的前提―屯倉・県と名代―」(『専修大学人文科学年報』五一、二〇二一年)
- (4) 荒井秀規「武蔵国橘樹郡家と南武蔵の交通」(『史叢』九五、二〇一六年)
- (5) 『加瀬台古墳群の研究Ⅰ』(川崎市市民ミュージアム、一九九六年)
- (6) 中林前掲論文
- (7) 依田亮一・黒尾和久「多摩川下流域の条里」(『関東条里の研究』東京堂出版、二〇一五年)・田中禎昭「武蔵国豊島郡統一条里の復原」(同前)
- (8) 菱沼一憲「武蔵国稲毛荘・丸子荘の治水と灌漑」(『國學院雑誌』一二二―一二一、二〇二一年)
- (9) 村上直「徳川氏の関東入国と小泉次大夫」(『わが町の歴史川崎』交一総合出版、一九八一年)
- (10) 菱沼一憲「稲毛本荘の治水・灌漑・交通―荘鎮守春日社所在の宮内を中心に―」(『都筑・橘樹地域研究』四、二〇二三年)
- (11) 蟹谷・子母口・明津・上野川・下野川・久末・清沢・井田・木月・矢上・南加瀬・北加瀬の一二ヶ村であらう
- (12) 享和元年(一八〇二)六月矢上川竹木伐払につき願書『川崎市史資料編二』幸区深瀬哲雄家所蔵
- (13) 黒田基樹「室町後期の江戸氏」(『扇谷上杉氏と太田道灌』岩田書院、二〇〇四年)
- (14) 栗田前掲論文
- (15) 木村茂光「武蔵国橘樹郡稲毛荘の成立と開発」(『初期鎌倉政権の政治史』同成社、二〇一一年、初出一九九〇年)、稲毛本荘田数目録(『川崎市史資料編一』宮内庁書陵部所蔵『中右記部類』紙背文書に平治元年の検注とある。
- (16) 建長二年(一二五〇)十一月九条道家処分状『川崎市史資料編二』九条家文書
- (17) 『川崎市史資料編二』『人車記』紙背文書

- (18) 「中世前期の東国武士と一族分業の諸段階」(『日本史学集録』四一、二〇二〇年)。山野は末成・為次を諱と解するが、仮名であろう。
- (19) 湯山学「鎌倉時代の立河氏」(『武蔵武士の研究』岩田書院、二〇一〇年、初出一九九九年)・小国浩寿「南北朝・室町期の南武蔵領主の様態と前提」(清水亮編『中世関東武士の研究 畠山重忠』戎光祥出版、二〇一二年、初出二〇〇五年)・今野慶信「平安・鎌倉時代の立川氏」(『中世武士立川氏関係史料集 立川文書』立川市教育委員会、二〇一〇年)・山野龍太郎「宝治合戦と武蔵国の西党一族」(『日本史学集録』四三、二〇二二年)
- (20) 山野前掲二〇二二年論文
- (21) 同前
- (22) 湯山前掲論文
- (23) 今野慶信「得宗被官工藤氏の基礎的考察」(『鎌倉』一〇七、二〇〇九年)
- (24) 建武元年(一一三三)八月十三日曾我光高田数注文案『青森県史資料編中世一』八戸(遠野)南部家文書・元亨元年(一一三二)四月日名取郡四郎丸名内若四郎名年貢結解状『同』同・元亨二年五月十五日曾我資光讓状『同』同・同曾我資光讓状『同』同
- (25) 小泉聖恵「得宗家の支配構造」(『お茶の水史学』四〇、一九九六年)
- (26) 正和四年(一二二五)十二月二十日了里所領讓状案『鎌倉遺文』二五六九四、得田文書
- (27) 小国前掲論文
- (28) 『川崎市史通史編一』では洪口郷の東の明津の領主と推定
- (29) 永享十一年(一四三九)八月十二日木戸範員安堵状『川崎市史資料編一』光明寺文書、延徳二年(二四九〇)六月二十四日山崎重久書状『同』同
- (30) 原図は塩田行之氏旧蔵小川系図『中世武士立川氏関係史料集 立川文書』(立川市教育委員会、二〇一〇年)
- (31) 山野龍太郎「武蔵国の留守所惣檢校職と一庁官家」(『武蔵野ペン』一八一・一八二、二〇二〇年)
- (32) 「一ヶ領用水ものがたり」(川崎市民ミュージアム、二〇一一年)



〔多摩川右岸図〕

(33) 斎藤司「二ヶ領用水と平瀬川」(旧平瀬川・中原
堰研究会編『平瀬川の研究』二〇一七年)

(34) 菅野雪雄「大丸用水」(『武蔵野』五六一、一
九七七年)